

IASB の動向 (2015 年 11 月～2016 年 1 月)

ASBJ 研究員 谷 智之 たに ともゆき

I. 基準等の公表

1. IASB が、関連会社及び共同支配企業の会計処理の変更を、より広範囲の見直しを完了するまで延期 (2015 年 12 月 17 日)

国際会計基準審議会 (IASB) は、企業が投資者と関連会社又は共同支配企業との取引の会計処理方法のいくつかの側面を変更しなければならない日付を延期した。

本修正「IFRS 第 10 号及び IAS 第 28 号の修正の発効日」による発効日の延期は、IASB が 2014 年に IFRS 第 10 号「連結財務諸表」及び IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」の狭い範囲の修正を通じて導入した変更にも適用される。それらの変更は、企業がその投資先である関連会社や共同支配企業との間で資産を売却・拠出する場合に認識する利得損失の算定方法に影響を与えるものである。この変更は、関連会社及び共同支配企業に対する投資を企業が会計処理する方法の他の側面には影響を与えない。

発効日の延期を決定した理由は、IASB が計画しているより広範囲の見直しにより、関連会社及び共同支配企業の会計処理 (投資者と関連会社及び共同支配企業との間の売却・拠出取引の会計処理を含む) が簡素化される可能性があ

るためであった。延期の決定により、これらの特定の変更の発効日を 2016 年 1 月 1 日とするという現在の要求事項が削除される。なお、早期適用は引き続き認められている。

2. IASB がリースの貸借対照表への計上を求める新基準を公表 (2016 年 1 月 13 日)

IASB は、IFRS 第 16 号「リース」という名称の新しい会計基準を公表した。本基準は、目的に適合していないと考えられる 30 年以上前に導入された会計処理の要求事項を置き換えるものであり、企業がリースを会計処理する方法の大幅な改訂である。

リースは、多くの企業にとって重要で柔軟性のある資金調達源を提供している。しかし、現行のリース会計基準 (IAS 第 17 号「リース」) では、投資者等が企業のリース資産・負債の正確な描写を得ることが困難になっている (特に、航空、小売、運輸などの業種について)。

IFRS 又は米国の一般に公正妥当と認められる会計原則 (以下「US GAAP」という。) を使用している上場企業には、約 3.3 兆米ドルのリース約定があると見積られており、そのうち 85% 以上が貸借対照表に計上されていない¹。その理由は、これまでリースが「ファイナンス・リース」(貸借対照表に計上) 又は「オペレーティング・リース」(財務諸表注記でのみ

開示)のどちらかに区分されていたからである。

この現行のリース会計基準によるリースの区分により、企業間の比較が困難な中、投資家等が企業のオフバランスのリース債務の影響を見積らなければならない、実務上は過大な負債の見積りにつながることが多かった。IFRS 第16号は、すべてのリースを企業の貸借対照表に資産及び負債として計上することを要求し、この問題を解決するものである。

新しいリース会計基準は、数回の公開協議とIASB会議での広範な審議の対象とされ、そのすべては公開の場で行われウェブでも公表された。

IASBは、新しい基準の開発に関して米国財務会計基準審議会(FASB)と緊密に協力して作業をしてきた。リースを貸借対照表に計上させるという中心的な論点と、リースの定義及びリース負債をどのように測定すべきかについては、両審議会の見解が一致している。

IFRS 第16号は2019年1月1日に発効する。早期適用は、IFRS 第15号「顧客との契約から生じる収益」を併せて適用する企業に認められる。

(影響分析)

IASBは、IFRS 第16号の公表時に、付属として本基準のコストと便益を説明する別個の「影響分析」も公表した。この影響分析は、本基準の必要性と、便益がコストを上回ることを明確に立証している。

別個の「影響分析」の公表は、2014年11月の影響分析協議グループによるIFRS財団評議員会への報告書を受けてのことであり、IASBは、寄せられたフィードバックを慎重に検討し、作成者のためのいくつかのコスト低減措置

(「少額」の項目や12か月以下のリースの適用免除など)を導入した。

3. IASBがIAS第12号「法人所得税」の狭い範囲の修正を公表(2016年1月19日)

IASBは、IAS第12号「法人所得税」の修正を公表した。公表された「未実現損失に係る繰延税金資産の認識」(IAS第12号の修正)は、公正価値で測定される負債性金融商品に係る繰延税金資産の会計処理方法を明確化している。

IAS第12号は、当期税金負債・資産又は繰延税金負債・資産の認識及び測定についての要求事項を示している。公表された修正は、実務上の不統一に対処するために、未実現損失に係る繰延税金資産の認識に関する要求事項を明確化している。本修正は、IFRS解釈指針委員会の提案から生じたものである。

IFRS適用企業は、本修正を2017年1月1日以後開始する事業年度に適用することが要求される。なお、早期適用も認められている。

4. IASBが投資家の開示改善要望に対応し、IAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」の修正を公表(2016年1月29日)

IASBは、IAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」の修正を公表した。

公表された開示の改善は、IFRS適用企業に財務活動による負債の変動についての開示を要求するものであり、企業の債務の変動をより適切に理解するために役立つ情報を求めた投資家からの要望に対応するものである。

本開示要求は、キャッシュ・フローによる変動と非資金変動(為替差損益など)を含めた、財務活動から生じる負債の変動を投資家が評価

1 IFRS又はUS GAAPを使用している30,000社の上場企業のサンプルに基づく、14,000社を超える企業が2014年の年次報告書においてオフバランスのリースに関する情報を開示している。それらの企業でのオフバランスのリースに係る将来の支払は、合計で2.9兆米ドル(割引前ベース)であった。

する際に役立つ見込みとなっている。本修正は、IASBの開示に関する取組み（財務報告書の開示の有効性の改善を目指すプロジェクトのポートフォリオ）の一部である。

IFRS適用企業は、本修正を2017年1月1日以後開始する事業年度より適用することが要求される。なお、早期適用も認められている。

II. 公開草案等の公表

1. IASBがIAS第40号の修正案及び年次改善案に関するコメントを募集（2015年11月19日）

IASBは、2つの公開草案を一般のコメントを求めるために公表した。公開草案の1つは、投資不動産の基準の狭い範囲の修正案を扱い、もう1つは、3つのIFRSの修正案をIASBの年次改善プロセスの一部として扱っている。

(IAS第40号の修正案)

公表された公開草案「投資不動産の振替」（IAS第40号の修正案）は、投資不動産への振替又は投資不動産からの振替に関するガイダンスを明確化するためにIAS第40号「投資不動産」の狭い範囲の修正を提案するものである。

本公開草案に対するコメント募集期限は、2016年3月18日である。

(IFRSの年次改善2014-2016年サイクル)

基準の適用において実務上の不統一があり、基準の文言を明確化する必要がある場合に、IASBには、その論点に効率的に対処するための合理化されたプロセスがある。このプロセスにおいて、IASBは、狭い範囲の修正案の集合体を年次改善サイクルの中にまとめ、一般のコメントを求めるためにそれらを集合的に公開している。

一般のコメントを求めるために今回公表された公開草案「IFRSの年次改善2014-2016年

サイクル」は、IFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」、IFRS第12号「他の企業への関与の開示」及びIAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」の修正案を扱うものである。

本公開草案に対するコメント募集期限は2016年2月17日であった。

2. IASBが保険者への一時的救済を設けるための現行の保険契約基準の修正を提案（2015年12月9日）

IASBは、現行の保険契約基準（IFRS第4号「保険契約」）を修正する提案を一般のコメントを求めるために公表した。これは、IFRS第9号「金融商品」と新しい保険契約基準の発効日の相違による一時的な影響に対処するためのものである。

IFRS第9号（2014年7月公表、発効日は2018年1月1日）と新しい保険契約基準（IFRS第4号を置き換えるものであり、発効日はさらに遅い時期となる）の両方とも、保険契約を発行する会社に関連性がある。それらの会社の一部は、2つの重要な会計処理の変更を異なる日に導入する必要があることを懸念していた。彼らは、新しい保険契約の要求事項よりも前に新しい金融商品の要求事項を適用するならば、純損益における会計上のボラティリティが増大する可能性があることも強調した。

それらの利害関係者のニーズの充足と財務諸表利用者のニーズの充足のバランスを取るために、IASBはIFRS第4号に次の修正を提案している。これらの提案は、IFRS第4号の現行の選択肢を補足するものであり、生じる可能性のある会計上のボラティリティに対処するために使用することができる。

(上書きアプローチ)

保険契約を発行する会社が、IFRS第9号の適用時に金融資産の測定の変更を原因として生

じる純損益の増分ボラティリティを純損益から取り除く選択肢であり、このアプローチは、新しい保険契約基準が発効するまで選択可能となる。

(延期アプローチ)

IFRS 第 9 号の適用の選択的な一時的免除であり、保険契約の発行が主な活動である会社可以利用できる。この延期は、新しい保険契約基準が発効するまで利用可能とされる（ただし、2021 年 1 月 1 日より後は選択できない）。

本公開草案に対するコメント募集期限は、2016 年 2 月 8 日であった。

Ⅲ. その他の IASB 関連のプレスリリース

IASB が戦略的な目的を優先しテクニカル・リーダーを配置 (2016 年 1 月 12 日)

IASB は、テクニカル・スタッフのチームリーダーについて、いくつかの変更を発表した。

エグゼクティブ・テクニカル・ディレクターとして全体のリーダーを務める Hugh Shields 氏のもと検討された本配置変更は、IASB の戦略的な目的を意図したものとなっている。

1 つ目の変更として、IASB は、解釈、適用、アドプション支援及び教育活動を、適用及びアドプション活動チームとして 1 つにまとめ、ディレクターとして Henry Rees 氏を配置するとともに、アソシエイトディレクターに昇進した Patrina Buchaman 氏をサポートのために配置した。IASB は、2016 年及びそれ以降継続して注目されることが予想される主要な分野において、このチームが世界的に首尾一貫した IFRS の適用及び導入サポートを提供することを見込んでいる。

2 つ目の変更として、IASB の基準設定スタッフのリーダーとして、同じくアソシエイト

ディレクターに昇進した Andrea Pryde 氏を配置した。同氏は継続して保険契約のプロジェクトのリーダーも務める。ただし、金融商品に関する取組みについては継続して Kumar Dasgupta 氏がリーダーを務める。本配置変更と並行して、IASB は、現在アジェンダ・コンサルテーションに対するフィードバックをレビューしており、当該フィードバックが IASB のこれからのプロジェクトと優先事項の構築の助けになると考えている。

3 つ目として、過去 5 年間主要な IFRS の新基準が発効されたことにより、多くの適用後レビューの実施が求められる中、IASB は適用後レビューのリーダーとしてテクニカル・ディレクターである Michael Stewart 氏を配置した。Michael Stewart 氏は、いくつかの研究・プロジェクトにおいてもリーダーを務めることになる。

本変更は 2016 年 1 月 1 日付で実施され、他のスタッフの担当については変更がなく、Peter Clark 氏は研究・プログラム全体のリーダーを務め、Wayne Upton 氏は継続して IFRS 解釈指針委員会の議長を務める。

IASB は、最近実施された IFRS 財団の体制とその有効性に関するレビューについての協議への対応においても、本変更が助けになると考えている。なお、IFRS 財団の体制とその有効性に関するレビューについての結論は、2016 年の下半期に公表される予定である。

Ⅳ. IFRS 財団関連のプレスリリース

IFRS 財団が IFRS 解釈指針委員会の現メンバーの再任を承認 (2016 年 1 月 5 日)

IASB の監督機関である IFRS 財団の評議員会は、IFRS 解釈指針委員会の 3 名のメンバーの再任を発表した。

IFRS 解釈指針委員会は、IFRS 財団の解釈機関であり、IFRS の一貫した適用に関する問題を観察し、回答することを通じて IASB をサポートしており、IASB の承認のもと IFRIC 解釈指針や基準の修正を提案している。IFRS 解釈指針委員会はさまざまな国及び職歴の 14 名の議決権のあるメンバーからなる。

再任された次の 3 名のメンバーは、2016 年 7 月 1 日より 2 期目の 3 年間の務める。

- Tony de Bell 氏 (PwC)
- Reinhard Dotzlaw 氏 (KPMG)
- Martin Schloemer 氏 (Bayer AG.)

V. IASB 会議、IFRS 解釈指針委員会

IASB の会議は、ロンドンの IASB 本部で以下のとおり開催された。

- 通常会議 (2015 年 11 月 18 日～19 日)
- 通常会議 (2015 年 12 月 15 日～16 日、一部 FASB との合同会議)
- 通常会議 (2016 年 1 月 19 日～20 日)

また、IFRS 解釈指針委員会の会議は、2015 年 11 月 10 日～11 日及び 2016 年 1 月 12 日にロンドンの IASB 本部で開催された (詳細については、本誌 108 頁の「IFRS 解釈指針委員会における最近の議論の状況」を参照いただきたい)。

VI. その他の IASB 関連会議

- 2015 年 11 月 2 日～3 日 IFRS 諮問会議

(IFRS-AC) (ロンドン) (詳細については、本誌 113 頁の「IFRS-AC (2015 年 11 月) 出席報告」を参照いただきたい。)

- 2015 年 11 月 4 日 IASB の代表者と世界作成者フォーラム (GPF) との会議 (ロンドン) (詳細については、本誌 128 頁の「世界作成者フォーラム (GPF) (2015 年 11 月 4 日) 出席報告」を参照いただきたい。)
- 2015 年 11 月 6 日 IASB の代表者と資本市場諮問委員会 (CMAC) との会議 (ロンドン) (詳細については、本誌 119 頁の「CMAC (2015 年 11 月) 出席報告」を参照いただきたい。)
- 2015 年 11 月 9 日 収益認識に関する共同の移行リソース・グループ (TRG) 会議 (ロンドン及び米国ノーウォーク) (詳細については、本誌 134 頁の「収益認識に係る IASB・FASB 共同移行リソース・グループの活動内容」を参照いただきたい。)
- 2015 年 12 月 1 日～2 日 新興経済グループ (EEG) 会議 (リヤド)
- 2015 年 12 月 7 日～8 日 会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF) 会議 (ロンドン) (詳細については、本誌 75 頁の「2015 年 12 月開催 ASAF 会議報告」を参照いただきたい。)
- 2015 年 12 月 11 日 金融商品の減損に関する移行リソース・グループ (ITG) の会議 (ロンドン) (詳細については、本誌 137 頁の「金融商品の減損に関する移行リソース・グループの活動内容」を参照いただきたい。)